

決議 8.3*

野生生物取引の利点の認識

CITES が保護とその強化に努めている野生の動植物種の大部分は世界の途上国に生息することに留意し、

消費的か非消費的かを問わず、野生動植物の持続可能な利用は、経済的に競争力を持つ土地利用の方法を提供することを認識し、

保護計画が現地の人々のニーズに配慮し、野生動植物の持続可能な利用を進めるためのインセンティブを提供しない限り、別の形態の土地利用への転換が起こる可能性があることを意識し、

過剰利用が野生動植物の保護に悪影響を及ぼすことを認識し、

さらに、種の合法的取引が分布域のいかなる場所でも、違法取引の増加という結果をもたらしてはならないことを認識し、

さらに、合法的利用から得られる利益が、違法取引防止のための野生動植物の管理を支える資金とインセ

ンティブとなり得ることを認識し、

美的、科学的、文化的、レクリエーション的、その他、概して非消費的な野生動植物の利用もきわめて重要であることを認め、

その存続に取引が悪影響を及ぼす多くの種が存在することを認識し、

条約締約国会議は

商業取引が当該種の存続に対して悪影響を及ぼさない程度に行われた場合、それは種と生態系の保護または現地住民の発展に利益をもたらす可能性があることを認める。かつ

CITES 掲載に関する決定の実施において貧困層の生計に対する潜在的影響を考慮に入れるべきであることを認識する。 ■

* 第 13 回締約国会議で改正、さらに決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。